秋田県告示第491号

秋田県漁業調整規則(令和2年秋田県規則第62号)第4条第1項第13号及び第14号に規定するあわび漁業及びなまこ漁業について、同規則第11条第1項及び第2項に規定する制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めたので公示する。

令和4年12月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 制限措置の内容

漁業種類	水産動植	漁具の種	操業区域	漁業時期	推進機関	船舶の総	許可を	漁業を営む者の資格
の名称	物の種類	類その他			の馬力数	トン数	すべき	
		漁業の方					漁業者	
		法					の数	
あわび漁	あわび	潜水(素	秋田市沿	7月1日	定めなし	定めなし	5	秋田市に住所又は漁
業		潜り又は	岸	から8月				業根拠地を有する者
		簡易潜水		31日まで			2	男鹿市船川港から船
		器に限						越までの区域に住所
		る。)又						又は漁業根拠地を有
		は磯見に						する者
		限る。						
なまこ漁	なまこ	潜水(素	能代市沿	1月1日	定めなし	定めなし	8	山本郡八峰町又は能
業		潜り又は	岸	から4月				代市に住所又は漁業
		簡易潜水		30日まで				根拠地を有する者
		器に限	男鹿市船	及び7月			8	男鹿市船川港に住所
		る。)又	川港沿岸	1日から				又は漁業根拠地を有
		は磯見に		8月31日				する者
		限る。	秋田市沿	まで			5	秋田市に住所又は漁
			岸					業根拠地を有する者
							1	男鹿市船川港から船
								越までの区域に住所
								又は漁業根拠地を有
								する者

2 許可を申請すべき期間

令和4年12月6日(火)から同月23日(金)まで

3 その他

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。